

介護保険料の納め方

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方は、次の2種類の方法があります。

特別徴収 …年金から天引きによって納めます

対象 老齢（退職）年金が年額18万円以上の方
※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金は対象となりません。

納付方法 4月、6月、8月は、前年度2月の特別徴収額と同額を暫定的に納めます。
→ **仮徴収** といいます。
10月、12月、2月は、確定した年額保険料から、仮徴収分を差し引いた金額を、それぞれに振り分けて納めます。
→ **本徴収** といいます。



7月に保険料の年額が確定します。

新規に特別徴収となる方の場合、10月から開始されます。それ以前の方は、普通徴収（下記参照）の方法により納めます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

普通徴収 …納入通知書、口座振替によって納めます

対象

- ・老齢（退職）年金が年額18万円未満の方
- ・老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみを受給している方
- ・年度途中で65歳になった方
- ・年度途中で小平市に転入した方
- ・年度途中で年金の受給が始まった方 など

納付方法 年8回ある納期限（下表参照）までに、納入通知書記載の金融機関や市役所、東部・西部出張所の窓口で納めてください。



簡単で便利な口座振替をおすすめします。口座振替依頼書は、市から送付する納入通知書に同封しています。必要事項を記入し、通帳の届出印を押印のうえ、送付してください。

問合せ 収納課 ☎042 (346) 9528

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	平成15年 7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	平成16年 2月2日	3月1日

年度途中で65歳になる方は？

65歳になった日（65歳の誕生日の前日）の属する月の分からは、お住まいの市区町村に保険料を納めます。

例》8月1日生まれの方→7月分から
8月2日生まれの方→8月分から

介護保険料の減免

下記の条件に当てはまる場合はご相談ください。

- ▶災害や、生計を支えている世帯員の死亡・長期入院などで保険料を納めることが困難な場合
- ▶収入・預貯金などが、市で定める基準に該当し、特に生活が困窮して保険料の全額納付が困難な場合

保険料の納め忘れにご注意ください

特別な事情がなく介護保険料を滞納していると、未納期間に応じて次のような取り扱いとなります。

- ▶介護費用がいったん全額自己負担になり、申請により後から給付分が支払われる方法になります
- ▶一時的に保険給付が差し止めになります
- ▶サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられます
- ▶一定の負担額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費）が受けられなくなります

問合せ **介護保険課**
☎042 (346) 9510・9759